

利根町告示第19号

令和元年第3回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月26日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和元年9月5日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和元年第3回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	9. 5	木	本 会 議	開会 提出議案説明 委員会付託	午前10時
2	9. 6	金	休 会	議案調査	
3	9. 7	土	休 会	議案調査	
4	9. 8	日	休 会	議案調査	
5	9. 9	月	休 会	議案調査	
6	9. 10	火	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
7	9. 11	水	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
8	9. 12	木	本 会 議 ----- 委 員 会	一般質問（1人） 陳情審査（総務産業建設常任委員会）	午後1時
9	9. 13	金	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
10	9. 14	土	休 会	議案調査	
11	9. 15	日	休 会	議案調査	
12	9. 16	月	休 会	議案調査	
13	9. 17	火	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
14	9. 18	水	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
15	9. 19	木	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
16	9. 20	金	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
17	9. 21	土	休 会	議案調査	
18	9. 22	日	休 会	議案調査	
19	9. 23	月	休 会	議案調査	
20	9. 24	火	休 会	議案調査	
21	9. 25	水	休 会	議案調査	
22	9. 26	木	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

令和元年第3回
利根町議会定例会会議録 第1号

令和元年9月5日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教育長職務代理者		武谷昭子君
総務課長		飯塚良一君
企画課長		川上叔春君
財政課長		大越達也君
税務課長		赤尾津政男君
住民課長		桜井保夫君
福祉課長		大塚達治君
子育て支援課長		花嶋みゆき君
保健福祉センター所長		狩谷美弥子君
環境対策課長		大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長		直江弘樹君
経済課長兼農業委員会事務局長		近藤一夫君
建設課長		中村敏明君
都市整備課長		飯田喜紀君
会計課長		佐藤宏君
学校教育課長		青木正道君
生涯学習課長		久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君
代 表 監 査 委 員 五十嵐 弘 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 大 越 克 典
書 記 荒 井 裕 二
書 記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

5 番 石 井 公 一 郎 君
6 番 石 山 肖 子 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和元年9月5日（木曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第5号 令和元年度利根町一般会計継続費の精算報告について
- 日程第4 議案第47号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第48号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第49号 利根町災害慶弔金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第50号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第51号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第9 議案第52号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第53号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第57号 令和元年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第58号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第16 議案第59号 令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 議案第60号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 議案第61号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第19 議案第62号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第20 議案第63号 令和元年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第21 議案第64号 令和元年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第22 議案第65号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第23 議案第66号 利根町教育委員会教育長の任命について
- 日程第24 陳情第9号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての陳情書
- 日程第25 議員派遣の件
- 日程第26 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第5号
- 日程第4 議案第47号
- 日程第5 議案第48号
- 日程第6 議案第49号
- 日程第7 議案第50号
- 日程第8 議案第51号
- 日程第9 議案第52号
- 日程第10 議案第53号
- 日程第11 議案第54号
- 日程第12 議案第55号
- 日程第13 議案第56号
- 日程第14 議案第57号
- 日程第15 議案第58号
- 日程第16 議案第59号
- 日程第17 議案第60号
- 日程第18 議案第61号

- 日程第19 議案第62号
- 日程第20 議案第63号
- 日程第21 議案第64号
- 日程第22 議案第65号
- 日程第23 議案第66号
- 日程第24 陳情第9号
- 日程第25 議員派遣の件
- 日程第26 休会の件

午前10時00分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、令和元年第3回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（船川京子君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います

教育長不在のため、利根町教育委員会委員武谷昭子氏が教育長職務代理者として今定例会に出席いたします。

次に、監査委員から令和元年5月分から令和元年7月分の現金出納検査の結果について提出されました。写しをお手元に配付しております。

次に、お手元に配付したとおり、閉会中において、会議規則第127条の規定により議員を派遣したので報告いたします。

報告は以上です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

5番 石井公一郎 議員

6番 石山肖子 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの通算22日間にしたいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり、町長に、行政報告及び本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さんおはようございます。令和元年第3回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

最初に、8月下旬に九州北部において記録的大雨により、多くの住宅が浸水の被害に遭い、尊い命が失われました。発生直後には3,000人を超える方々が避難生活を送ることになるなど、大きな被害に見舞われました。この場をおかりいたしまして、不幸にして命を落とされました方々のご遺族に対し心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には心よりお見舞いを申し上げ、以前のような平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、心からお祈りを申し上げます。

さて、国内の経済情勢であります。景気は輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復しているとの判断をしております。また、先行きについては緩やかな回復が続くことが期待される中、通商問題をめぐる緊張の増大が世界経済に与える影響に注意し、中国経済の先行き、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとのことです。

現在、国内はこのような経済情勢ではありますが、今後もこうした経済情勢の先行きとあわせ、国や県の動向などを注視しながら町政運営に当たっていきたいと考えております。

それでは、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し上げたいと思います。

初めに、町民の皆様との対話を大切に、その声を町政に反映させる対話型行政を推進するため、今年度も10月19日に利根町公民館において町政懇談会を開催いたします。主要事業や公約に関する取り組み状況、また、新たに策定いたしました第5次利根町総合振興計画などについてご報告をさせていただきますので、議員の皆様におかれましてもぜひご出席くださるようお願いを申し上げます。

次に、これまでの主な事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

初めに、児童福祉関係でございますが、子ども・子育て支援事業計画策定につきましては、町の子育て家庭のニーズ調査が完了しましたので、その結果に基づき、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援について、子供が健やかに成長する環境整備や町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体となって取り組む

ことを目指しまして、令和2年度から令和6年度までの第2期計画を策定しているところでございます。

続いて、環境対策関係でございますが、町営霊園納骨堂設置工事事業につきましては、町営霊園内にある既存の納骨堂が手狭になったため、将来を見詰め、新しい納骨堂の設置を行うもので、現在発注の準備を行っているところでございます。

続きまして、農業振興関係でございます。米パック炊飯米作製事業につきましては、町内産のお米のPR及び町のPRを行うことを目的として、パック炊飯米を作製いたします。この米パック炊飯米は町内外のイベントにおいて、啓発物品とともに無料で配布を行います。現在、10月に開催するいきいき茨城ゆめ国体での配布に向け、準備を進めているところでございます。

次に、都市整備についてですが、新たに策定された第5次利根町総合振興計画と連動する利根町都市計画マスタープランを策定いたしました。今後は、目指すべき都市の将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向けて、都市計画における各種取り組み分野での方針に沿って都市計画づくりを進めてまいります。

続いて、国体関係でございますが、いきいき茨城ゆめ国体デモンストラーションスポーツとしてウォーキング大会が10月5日に開催されます。今大会は参加者のほか、布川、文間小学校5年生から6年生と文小学校3年生から6年生までの約250名の児童にも参加していただく予定であります。また、ウォーキング大会の運営に関しまして、万全の態勢で当日を迎えられるよう準備を進めているところでございます。

続きまして、防災関係でございますが、地震の発生に伴う被害を想定した町と自主防災組織の連携した発災型訓練を11月10日に予定しております。訓練内容につきましては実効性のある訓練にするため、訓練参加地区と協議しながら決定してまいります。

最後に、総務行政一般について申し上げます。町の事業構想で掲げている健康増進施設につきましては、町民の皆様の意向や施設の機能、需要などを含めました基礎調査を実施いたします。調査方法については、町民の皆様によるワークショップ形式のグループインタビュー、また、アンケート調査などを行いまして事業を推進してまいります。

以上、これまで主な事業の進捗状況等について申し上げます。

続きまして、今期定例会は決算議会でもありますので、平成30年度の決算概要について説明いたします。

平成30年度の普通会計決算ですが、歳入合計は55億7,065万9,000円、歳出合計は53億4,776万9,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除く実質収支ですが、2億2,074万3,000円となります。

歳出状況を性質別に見ますと、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費は前年度と比較しますと2,178万円の減で、全体の47.3%となっております。また、義務的経費以外の経費では、物件費が対前年2,198万6,000円の増で、全体の13.8%を占め、次いで補助費等

が対前年784万5,000円の増で、全体の13.1%、次いで繰出金が147万4,000円の減で全体の12.0%を占めております。

次に、財政の健全化を判断する上で大切な指標である健全化判断比率を見ますと、実質赤字比率と全会計の連結実質赤字比率については、黒字のため算定されませんが、実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%に対しまして平成30度は2.0%で、前年度と比べ0.3ポイント改善しております。

一方で、財政構造の弾力性を判断する指標であります公債費負担比率は、平成30年度は8.0%で、前年度と比べ0.5ポイント減少し、また、経常収支比率は93.6%と、前年度と比べ0.3ポイント増加するなど、一般財源に余裕がなく、依然として厳しい財政状況であると認識しているところでございます。

今後も引き続き、さらなる行財政改革と創意工夫をもって町政運営を行っていききたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではありますが、主な事業の進捗状況や平成30年度の決算状況など町政の一端などを申し上げてまいりましたが、引き続き議員の皆様には、今後の町政運営に対するご理解をお願いを申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が1件、条例改正が5件、補正予算と決算認定がそれぞれ7件、人事案件が1件、合計で21件のご審議をお願いするものでございます。

報告第5号は、平成30年度利根町一般会計継続費の精算報告についてで、地方自治法施行令第145号第2項の規定により報告するものであります。

議案第47号は、利根町印鑑条例の一部を改正する条例で、住民基本台帳法施行例の改正により、町の規定を改める必要があるため提案するものでございます。

議案第48号は、利根町職員定数条例の一部を改正する条例で、高齢化が進む中で介護予防、日常生活支援総合事業や包括的支援事業など適切に実施、精神に疾患がある方の育児、介護など複合化、複雑化した課題を包括的に受けとめ、相談体制を確立するため職員定数を改めたいので提案するものです。

議案第49号は、利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例で、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の改正に伴い、改正するものでございます。

議案第50号は、利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定める条例の一部を改正する条例で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、町においても放課後児童支援員の資格要件を改めたいので提案するものです。

議案第51号は、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例で、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、関係条例の使用料等の規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第52号は、令和元年度利根町一般会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1億7,475万円を追加し、総額を56億9,776万5,000円とするものであります。

議案第53号は、令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ2,701万6,000円を追加し、総額を23億9,135万4,000円とし、また、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ809万8,000円を追加し、総額を1億3,165万4,000円とするものであります。

議案第54号は、令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ1,562万5,000円を追加し、総額を3億5,327万2,000円とするものであります。

議案第55号は、令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ176万4,000円を追加し、総額を1,596万1,000円とするものであります。

議案第56号は、令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ6,258万2,000円を追加し、総額を15億2,703万円とするものであります。

議案第57号は、令和元年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ153万3,000円を追加し、総額を1,205万1,000円とするものであります。

議案第58号は、令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ185万7,000円を追加し、総額を4億5,150万円とするものであります。

議案第59号から議案第65号までは、平成30年度の一般会計利根町国民健康保険特別会計、利根町公共下水道事業特別会計、利根町営霊園事業特別会計、利根町介護保険特別会計、利根町介護サービス事業特別会計、利根町後期高齢者医療特別会計のそれぞれの歳入歳出決算認定の件で、地方自治法の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第66号は、利根町教育委員会教育長の任命についてで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により提案し、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 行政報告及び議案の総括説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3、報告第5号 平成30年度利根町一般会計継続費の精算報告についての報告を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） それでは、報告第5号 平成30年度利根町一般会計継続費の精算報告についてを、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

款8 消防費、項1 消防費、事業名が防災行政無線（同報系）デジタル化工事でございます。

して、平成29年度から平成30年度までの2カ年の継続事業が終了したことにより報告するものでございます。

全体計画の総額が1億4,540万1,000円、最終支出済額は1億4,540万400円で、計画額と支出済額の差が600円となりました。また、年度ごとの年割額、支出済額の差につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第4，議案第47号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例から日程第8，議案第51号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例までの5件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、補足説明を求めます。

まず、議案第47号について、桜井住民課長。

〔住民課長桜井保夫君登壇〕

○住民課長（桜井保夫君） それでは、議案第47号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令の改正により、住民票への旧氏の記載が可能になったことに伴い、町においても旧氏による印鑑登録を行えるよう規定を改める必要があるため提案するものでございます。

それでは、参考資料の利根町印鑑条例新旧対照表によりご説明いたします。

第2条は登録資格の規定でございますが、住民基本台帳法昭和42年法律第81号の後に、以下法というを加え、「本町の」を「本町が備える」に改めるものでございます。

第4条は印鑑登録の規定でございますが、第3項第3号は印鑑登録原票への登録事項の改正で、住民票に旧氏の記載がされている場合は、印鑑登録原票に氏名及び当該旧氏を磁気ディスクをもって調整、登録するという内容を加えるものでございます。

次に、2ページをお開きください。

第7号は、住民票の備考欄に「記録されている」を「記載されている」に改めるものでございます。第4項は「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改めるものでございます。

第11条は登録事項の修正の規定でございますが、第1項では、届け出の範囲を登録事項のうち、氏名、出生の年月日及び住所としていましたが、改正案では、氏名、出生の年月日及び住所を削り、登録事項全てを対象とするものです。第2項は、第1項の改正と同様に職権での修正の範囲を改めるものです。

次に、3ページをお開きください。

第12条は、印鑑登録の抹消についての規定でございます。第1項第4号は、氏もしくは名を変更したとき、住民票に旧氏の記載がされている場合で印影の変更をしない場合には抹消されないという規定に改めるものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第15条は、印鑑登録証明書についての規定でございます。第1項は、住民票に旧氏の記載がされている場合は、印鑑登録証明書に氏名及び当該旧氏を記載する規定を追加するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和元年11月5日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第48号について、飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） それでは、議案第48号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由でございますが、高齢化が加速する中、介護予防、日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの事業を適切に実施するためには主任介護支援専門医を配置する必要があること、また精神に疾患がある方が増加する中、育児、介護、障害、それと貧困など、世帯全体の複合化、複雑化した課題を包括的に受けとめる総合的な相談体制の確立には精神保健福祉士を配置する必要があるため、専門的資格を持った職員2名を職員定数に加えるよう改めたいので対案するものでございます。

なお、これらはいずれも福祉課に配置するものでございまして、そのうち主任介護支援専門医につきましては、福祉課内の地域包括支援センターに配置するものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

第2条第2号でございますが、現行の町長事務部局の職員130人を改正案では132人とするものです。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 次に、議案第49号について、大塚福祉課長。

〔福祉課長大塚達治君登壇〕

○福祉課長（大塚達治君） それでは、議案第49号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

初めに、今回の条例の改正に伴いまして、その根拠となります法令等の改正概要について触れさせていただきたいと思っております。

本年6月7日でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、また、7月19日には、この法律の改正に伴い、同施行令などが改正政令が公布されてございます。今回の法改正で災害援護資金の貸し付けにおける償還関係の規定が改正され、

資金の貸し付けを受けた者からの収入状況等の報告規定など、新たな項目が設けられるとともに、償還金の支払い猶予についての見直しや償還免除の対象範囲が拡大されてございます。

主な改正内容でございますが、3点ございまして、まず1点目でございますが、新たに借受者やその保証人の収入状況の報告に関する事項が加わりまして、市町村は援護資金の償還金の支払い猶予や償還免除をするかどうかを判断をするために、必要があるときは借受者やその保証人の収入または資産の状況を把握できるとされました。

2点目です。2点目は償還免除関係でございます。これまでの免除の事由でございますが、災害援護資金の貸し付けを受けた者が死亡または重度障害になった場合だけが免除対象となっておりますが、それに加えまして、裁判所の破産手続開始の決定や民事再生手続開始の決定を受けた場合には、市町村は償還未済額の全部または償還の一部免除を行うことができるとなっております。ただしですが、借受人が市町村から報告を求められ、正当な理由なく報告しなかった場合や虚偽報告ですね、虚偽の報告をした場合、あるいは保証人が償還未済額を償還することは可能と認められるときには、未済額の全部または償還の一部免除できないとされた内容となっております。

次に3点目で、償還金の支払い猶予関係でございます。改正前の施行令では、市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない事由によって災害援護資金の貸し付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予することができるとうたわれておりましたが、この規定が施行令から削除されまして、法律へ格上げされると同時に、援護資金の貸し付けを受けた者が報告を求められて正当な理由なく報告をせず、または虚偽の報告をした場合は支払い猶予ができないとされました。

以上が災害援護資金の償還関係の主な改正点でございますが、こうした項目の新規設定等に伴い、法令の条番号の繰り下げなどの整理が行われ、法令の条番号にずれが生じたことから、本条例で引用する条番号等を改めたいので提案するものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いしたいと思います。

第15条は災害貸付金の償還等に関する規定でございますが、第3項、左側でございます。現行の規定を、右側、改正後は償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については法第13条、14条第1項及び第16条並びに令第8条、9条及び第12条の規定によるものとするに改めるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第50号について、花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、議案第50号 利根町放課後児童健全育成

事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、厚生労働省令で定めている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の資格要件の一部が改正されたため、町条例におきましても同様に改めたいので提案するものでございます。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第10条第3項で、放課後児童支援員の資格について各号において基礎資格の要件を定め、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと規定しておりましたが、研修需要に適切に対応できるようにするため、政令指定都市も放課後児童支援員認定資格研修を行えることとしたもので、「都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない」を「都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならない」に改めるものです。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第50号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第51号について、久保田生涯学習課長。

〔生涯学習課長久保田政美君登壇〕

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、議案第51号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましての提案理由でございますが、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴いまして、関係条例の使用料等の規定を改めたいので提案するものでございます。

それでは、第1条から第4条までの生涯学習課所管分を参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。ご用意をお願いいたします。

表のほうでございますが、左に現行、右に改正案を記載させておりますので、改正部分について比較してご説明いたします。

まず、第1条、利根町コミュニティセンター条例の一部改正についてでございますが、町内者の和室から工作室までの使用料320円を330円に、町外者の540円を550円に、町外者の多目的ホール1,080円を1,100円に、町外者の1,290円を1,320円に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページの利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の新旧対照表でございますが、こちらにつきましては一部訂正がございます。一番上の利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例、新旧対照表の記載でございますが、新旧対照の文字が2回表記されておりますので、後のほうに書いてあります新旧対照表につきましては削除という

形でお願いしたいと思ひます。大変申しわけありませんが、よろしくお願ひいたします。

引き続き説明のほうに移らせていただきます。

第2条の利根町立公民館の設置、管理に関する条例の一部改正ですが、現行の多目的ホール9時から12時の8,640円を8,800円に、13時から17時までの1万2,960円を1万3,200円に、17時から21時までの1万6,200円を1万6,500円に、準備室Aから集会室Aの9時から12時の540円を550円に、13時から17時までの864円を880円に、17時から21時までの1,080円を1,100円に、集会室Bから講座室まで9時から12時の1,080円を1,100円に、13時から17時までの1,296円を1,320円に、17時から21時までの1,620円を1,650円に、調理実習室の9時から12時の2,160円を2,200円に、13時から17時までの2,700円を2,750円に、17時から21時までの3,240円を3,300円に改めるものでございます。

次に、第3条、利根町生涯学習センター設置に関する条例の一部改正でございますが、まず、多目的室の9時から12時の3,240円を3,300円に、13時から17時の3,888円を3,960円に、17時から21時の4,860円を4,950円に、調理室AとBの9時から12時の2,160円を2,200円に、13時から17時の2,700円を2,750円に、17時から21時までの3,240円を3,300円に、講座室から集会室の和室でございます、9時から12時の1,080円を1,100円に、13時から17時までの1,296円を1,320円に、17時から21時までの1,620円を1,650円に、野球場につきましては1時間216円から220円に改めるものでございます。

次のページの第4条でございます。

利根町立の柳田國男記念公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、集会室AからFまでの1部屋当たりの使用料でございます。午前の520円を530円に、午後及び夜間の710円を720円に、宿泊の3,110円を3,160円に改めるものでございます。また、附則といたしましては、この条例につきましては令和元年10月1日より施行するものでございます。

生涯学習課所管の説明については以上でございます。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

〔都市整備課長飯田喜紀君登壇〕

○都市整備課長（飯田喜紀君） それでは、都市整備課関係を説明いたします。

第5条、利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。新旧対照表の5ページをお願いいたします。

216円を220円に、540円を550円に、432円を440円に、1,080円を1,100円に改めるものでございます。

続きまして、第6条、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例の一部を次のように改正する。新旧対照表の6ページをお願いいたします。

324円を330円に、540円を550円に、1,080円を1,100円に改めるものでございます。

続きまして、第7条、利根町下水道条例の一部を次のように改正する。新旧対照表の6

ページをお願いいたします。

129円60銭を132円に改めるものでございます。附則としまして、この使用料の改正には経過措置がありまして、9月以前から下水道を使用している場合は、10月の検針以前に使用した使用料は消費税8%で、検針以降は消費税10%で計算するものでございます。この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（船川京子君） 以上で、議案第47号から議案第51号まで5件の説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第47号から議案第51号までの5件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第9、議案第52号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第3号）から議案第58号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、補足説明を求めます。

まず、議案第52号について、大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） 議案第52号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。福祉バス賃借料でございますが、令和2年3月10日をもって期間満了となる福祉バスを更新するもので、期間は令和元年度から令和6年度まで、限度額は548万円とするものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。起債の目的で臨時財政対策債は令和元年度発行可能額の確定により、54万9,000円を増額して限度額を1億5,954万9,000円とするものでございます。

9ページをお開き願います。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

款9 地方特例交付金、目1 地方特例交付金は59万9,000円を増額するものでございます。これは減収補填特例交付金の令和元年度の交付額決定によるものでございます。

款10地方交付税，目1地方交付税は2億5,238万3,000円を増額するものでございます。これは令和元年度の普通交付税の交付額が決定したことによるものでございまして，普通交付税の総額は18億3,138万3,000円となっております。

款14国庫支出金，目1民生費国庫負担金は，137万円を増額するものでございます。これは障害者自立支援給付費負担金で，補装具給付金の増によるもので，身体障害者の装具改修並びに障害児童の装具給付申請の増に伴うものでございます。負担率は国が4分の2，県と町がそれぞれ4分の1でございます。

次に，項2国庫補助金，総務費国庫補助金は，1,455万6,000円を増額するものでございます。内訳としまして，節1総務管理費補助金の地方創生推進交付金で，地方公共団体が作成した地方版総合戦略に位置づけられた自主的，主体的，先導的な事業を実施する費用に交付されるもので，本町の関係人口を増加させることを目的とする事業に交付決定があったため計上するもので，補助率2分の1でございます。

次に，節4消費税引き上げに伴う交付金（低所得者，子育て世帯）でプレミアムつき商品券に係る20%のプレミアム分に対して交付されるもので，販売見込み人数に1人当たり5セットを乗じた額で交付決定があったため計上するもので，補助率は10割でございます。

次に，節5社会保障税番号制度システム整備費補助金で，個人番号カード交付事業の社会保障税番号制度システム整備費（公開分）の交付金の額が決定したため計上するものです。

次に，目2民生費国庫補助金の節2児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金で，地域子育て支援拠点事業の補助基準額の引き上げにより増額するもので，補助率は国3分の1，県3分の1，町3分の1でございます。

次の幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助金で，令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴う例規整備や利用者負担額の算定に対する事務費に対して補助されるもので，補助率は10割でございます。

款15県支出金，目1民生費県負担金は68万5,000円を増額するものでございます。これは障害者自立支援給付負担金で，民生費国庫負担金と同様に補装具給付金の増によるもので，身体障害者の装具改修並びに障害児童の装具給付申請の増によるもので，負担率は4分の1でございます。

10ページをお開き願います。

項2県補助金，目2民生費県補助金は，6万7,000円を増額するものでございます。これは，子ども・子育て支援交付金で，民生費国庫補助金と同様に補助基準額の引き上げによるものでございます。

次に，目4農林水産業費補助金は農業委員会の一部，農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため，農業委員会の組織及び業務に要する経費に対する交付金と，農業委員会補助金の一部，農地等利用関係紛争処理の事業費に対する補助金が農地集積集約化対策

推進交付金に組み替えになったための計上でございます。

款16財産収入，目1不動産売り払い収入は238万3,000円を増額するものでございます。これは防災ステーション整備に伴う代替用地の払い下げによるものでございます。

款18繰入金，目1財政調整基金繰入金は2億5,059万2,000円を減額するものでございます。これは普通交付税や繰越金の確定により歳入が増額となったことから，財政調整基金へ繰り戻すものでございます。

項2特別会計繰入金は，目1国民健康保険特別会計事業勘定を繰入金から目5公共下水道特別会計繰入金まで，五つの特別会計で総額3,153万円を増額するものでございます。これは各特別会計の平成30年度決算に伴い，事業費確定による精算として余剰金を一般会計に繰り入れするものでございます。

款19繰越金は1億1,884万6,000円を増額するものでございます。これは前年度繰越金でございます。

11ページをお開き願います。

款21町債，目1臨時財政対策債は54万9,000円を増額するもので，令和元年度起債発行可能額の確定によるものでございます。

12ページをお開き願います。

続きまして，歳出でございますが，款1議会費から款9教育費までの節2給料，節3職員手当等及び節4共済費の職員給与費につきましては，人事異動に伴うもの，各種手当認定の見直し，職員共済組合負担金率及び追加費用負担率の確定によるものでございますので，それ以外の主なものについてご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

款3民生費，目1社会福祉総務費は640万3,000円を増額するもので，職員給与費を除き，次のページで，障害福祉サービス事業で，補装具給付金で，身体障害者の装具改修並びに障害児童の装具給付申請の増に伴い274万円を計上するものでございます。

目5医療総務費は519万4,000円を減額するものでございます。これは職員給与費を除き，次のページで，国民健康保険特別会計繰出金332万1,000円を減額するもので，国民健康保険特別会計事業勘定における人事異動等による職員給与費の減額分でございます。

目8介護保険費は2万円を減額するものでございます。これは介護保険特別会計繰出金で，職員給与の確定による職員給与費の減額分でございます。

目10保健福祉センター費は446万円を増額するものでございます。これは職員給与費を除き，次のページで，9万2,000円を増額するもので，保健福祉センター運営事業で，令和2年3月10日をもって期間満了となる福祉バスを更新するため計上するものでございます。

目11後期高齢者医療費は123万1,000円を増額するものでございます。これは職員給与費を除き16万円を増額するもので，後期高齢者医療特別会計繰出金で，納付済額証明書発行に係るシステム改修に伴う事務費繰入金でございます。

18ページをお開き願います。

項2 児童福祉費，目1 児童福祉総務費は151万7,000円を増額するものでございます。これは職員給与費を除き，子ども・子育て支援事業で230万7,000円を増額するもので，令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴う例規整備や利用者負担額の算定に対する事務費として，時間外勤務手当と例規整備情報提供業務委託費の計上でございます。

目2 児童措置費は20万1,000円を増額するものでございます。これは保育所等補助金事業で地域子育て支援拠点事業費補助金で，国の補助基準額が引き上げられたことに伴うものでございます。

19ページをお開き願います。

目4 放課後児童健全育成事業費は4万4,000円を増額するものでございます。これは放課後児童対策事業で，児童クラブに設置した非常警報装置の点検業務委託費の計上でございます。

款4 衛生費，目1 保健衛生総務費は54万2,000円を減額するものでございます。これは職員給与費を除き，保健衛生事務費で84万5,000円を増額するもので，職員の育児休暇の延長により，保健師賃金と保健師通勤費の計上でございます。

22ページをお開き願います。

款6 商工費，目2 商工振興費は880万円の増額でございます。これは町内共通商品券販路拡大事業（消費税引き上げ対策）で880万円を増額するもので，プレミアムつき商品券販売事務事業補助金（事業費分）の計上でございます。

23ページをお開き願います。

款7 土木費，目1 道路橋梁総務費は144万円を増額するものでございます。これは職員給与費を除き，道路橋梁関係共通費で11万円を増額するもので，道路の土地明け渡し裁判提起に伴う弁護士委託費の計上でございます。

24ページをお開き願います。

款9 教育費，目2 事務局費は395万5,000円を減額するものでございます。これは職員給与費を除き，学校給食運営事業で5万3,000円を増額するもので，学校給食運営協議会委員に新たに外部委員としてPTA代表を加えるための報償費と火災保険料の計上でございます。

27ページをお開き願います。

項4 社会教育費，目9 コミュニティセンター費は88万9,000円の増額でございます。これは布川地区コミュニティセンターのトイレ改修工事で，再度内容を精査したところ，諸経費等の計上がなかったために諸経費等の計上でございます。

款11 諸支出金，目1 財政調整基金費は1億942万4,000円を増額するもので，地方財政法第7条の規定により前年度繰越金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものでございます。

目5 減債基金費は5,000万円の増額でございます。将来の起債償還に備え積み立てるもの
でございます。

目6 利根町都市計画事業基金費は217万4,000円を増額するもので、平成30年度分の都市
計画税収納額の確定により、都市計画区域内の下水道整備に係る起債償還分を除いた額を
基金に積み立てるものがございます。

目7 利根町防災基金費は7万8,000円を増額するもので、これは地方税の臨時特例に関す
る法律に基づき、平成26年度から平成35年度まで個人住民税均等割りに1,000円加算されて
おりまして、このうち平成30年度個人町民税の均等割りの500円の加算分の額が確定したの
で、利根町防災基金に積み立てるものがございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 暫時休憩とします。

再開を11時15分とします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第53号について、直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 議案第53号 令和元年度利根町国民
健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

6ページをお開き願います。

款4 繰入金、目1 一般会計繰入金で332万1,000円の減額でございます。これは職員の人
事異動に伴う職員給与費等の減額でございます。

次に、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金で2,210万4,000円の増額でございます。
これは今回の補正予算の財源に充てるため繰り入れするものがございます。

次に、款5 繰越金、目3 繰越金823万3,000円の増額でございます。これは前年度からの
繰越金でございます。

7ページをお開き願います。

歳出でございますが、款1 総務費、目1 一般管理費で332万1,000円の減額でございます。
これは職員の人事異動等に伴う給与費でございます。

次に、款7 基金積立金、目1 財政調整基金費で2,411万6,000円の増額でございます。こ
れは利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の規定により、前年度の繰越金の2分
の1以上を財政調整基金へ積み立てるものがございます。

次に、款9 諸支出金、目2 一般会計繰出金で622万1,000円の増額でございます。これは

平成30年度職員給与費等繰入金と出産一時等の繰入金の精算に伴い、超過となった繰入金を一般会計に返還するものでございます。事業勘定は以上です。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、款4繰入金、目1財政調整基金繰入金で653万9,000円の減額でございます。これは前年度繰越金の確定により、歳入歳出の差し引きの余剰金が出ましたので、当初繰入金の一部を基金へ戻すものでございます。

次に、款5繰越金、目1繰越金で1,463万7,000円の増額でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

15ページをお開き願います。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費で8,000円の減額でございます。職員給与費は共済負担金の確定等に伴うもので、29万4,000円の減額でございます。

次に、診療事業は28万6,000円の増額でございます。これは平成30年度に実施した国保診療所の建築物調査において、外壁のタイルの破損やクラックなど改修が必要と指摘された箇所についてのものでございます。当初、今年度はサッシのメジメ等の雨漏り補修工事を実施する予定でございましたが、来年度に大規模な改善を実施したいという計画をしており、足場等の仮設費用が重複してしまうことから、今年度の雨漏り補修工事を来年度の大規模改修工事の中に組み入れ、一緒に実施したほうがより効果的に施工するものとして、今年度、雨漏り補修工事費を減額するものでございます。また、来年度に計画している大規模な改修工事と当該工事に係る実施設計を同一年度に行うには工期が厳しく、より円滑な事業を進めるため、今回の補正予算を大規模改修工事の実実施設計委託費を計上するものでございます。

次に、款2事業費、目1医療用器具費等で78万7,000円の増額でございます。これはホルター記録機を1台購入するものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

款3基金積立金、目1財政調整基金費で731万9,000円の増額でございます。これは事業勘定と同様、前年度繰越金の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 次に、議案第54号について、飯田都市整備課長。

〔都市整備課長飯田喜紀君登壇〕

○都市整備課長（飯田喜紀君） それでは、議案第54号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金、目1財政調整基金費繰越金で5万8,000円の増額です。これは霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で、起債の借入れが10万円単位なため5万8,000

円を基金から繰り入れするものでございます。

款5繰越金，目1繰越金で1,106万7,000円の増額です。これは前年度からの繰越金でございます。

款7町債，目1下水道債で310万円の増額，目2過疎対策事業債で140万円の増額です。

3ページをごらんください。

第2表，地方債補正でございます。流域下水道事業において310万円を620万円に，過疎対策事業債，流域下水道事業において130万円を270万円に起債限度額を増額するものでございます。これは霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で，老朽化した流域下水道施設の改築や近年の大規模災害を踏まえた地震対策等を前倒しして事業を行うことになったため，増額するものでございます。

続きまして，6ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1下水道費，目1公共下水道建設事業費で1,083万1,000円の増額でございます。これは4月の昇格及び共済負担金の確定に伴い，節2給料，節3職員手当等，節4共済費で23万9,000円の増額，また節19負補交で455万8,000円の増額です。これは霞ヶ浦常南流域建設負担金の増額によるものです。

節25積立金で，利根町公共下水道事業特別会計財政調整基金条例第2条第2項に基づき，繰越金のうち2分の1以上の603万4,000円を財政調整基金へ積み立てするものでございます。

続きまして，目2公共下水道維持管理費で20万7,000円の増額でございます。これは4月の昇格及び共済負担金の確定に伴い，節2給料，節3職員手当等，節4共済費で20万7,000円の増額となるものでございます。

続きまして，7ページをお願いいたします。

款4諸支出金，目1一般会計繰出金で458万7,000円の増額でございます。これは節28繰出金で，前年度繰越金補正額1,106万7,000円から基金積立補正額603万4,000円と給与，職員手当等，共済費の今回の補正予算歳出分の44万6,000円を差し引いた458万7,000円を一般会計に繰り出しするものでございます。

議案第54号の補足説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に，議案第55号について，大津環境対策課長。

〔環境対策課長大津善男君登壇〕

○環境対策課長（大津善男君） 議案第55号 令和元年度利根町営霊園特別会計補正予算（第1号）につきまして，補足してご説明申し上げます。

補正予算書4ページをお開き願います。

まず歳入では，款2財産収入，項1財産運用収入，目1財産貸付収入ですが，新規で項目の設定をいたしまして1,000円の補正予算をするものでございます。これは東京電力パワーグリッド株式会社より町営霊園内に電柱設置の申し出がございまして，その分の財産貸

付収入でございます。

次に、款3繰入金，項1基金繰入金，目1財政調整基金繰入金では176万5,000円を減額するものです。これは決算により余剰金が出たためでございます。

次に、款4繰越金，項1繰越金，目1繰越金では352万8,000円を増額するもので、これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして歳出ですが、款1霊園事業費，項1事業費，目1事業費では176万4,000円を増額し、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（船川京子君） 次に、議案第56号及び議案第57号について、大塚福祉課長。

〔福祉課長大塚達治君登壇〕

○福祉課長（大塚達治君） それでは、議案第56号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明いたします。

今回の補正の主な内容でございますが、平成30年度の介護保険事業費の精算確定に伴い、関係諸経費を増額するものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

款3国庫支出金，目2地域支援事業交付金，総合事業以外の事業分で4万1,000円を減額するものでございます。こちらは補助対象経費である地域包括支援センターの職員に係る給与費の見直し分でございますして、法定負担率4分の2相当分の額となります。

次に、款4支払基金交付金，目1介護給付費交付金で31万7,000円を増額するものでございます。こちらは前年度の給付額の確定に伴う追加交付金となっております。

続きまして、款5県支出金，目2地域支援事業交付金，総合事業以外の事業分で2万円を減額するものでございます。こちらは国庫支出金同様、地域包括支援センターの職員の給与費見直しに伴うもので、法定負担率は4分の1でございます。

次に、款6繰入金，目4地域支援事業繰入金，総合事業以外の事業分で2万円を減額するものでございます。こちらは国庫支出金や県支出金同様、地域包括支援センター職員分の給与費の見直しに伴うもので、一般会計からの繰入金，法定負担率4分の1相当分となります。

次に、同じく項2基金繰入金，目1介護給付費準備基金繰入金で2万8,000円を減額するものでございます。こちらも同様に、地域包括支援センター職員の給与費見直しによるもので、給与費の減額分に対する23%相当分を準備基金へ繰り戻すものでございます。

続きまして、款7繰越金，目1繰越金でございます。こちらは前年度の繰越金額の確定によりまして、6,237万4,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして次のページ，7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3 地域支援事業費，目1 総務費は10万9,000円を減額するものでございます。こちらは歳入でも触れさせておりますが，地域包括支援センター職員3名分の人件費でございます。昇給と職員給与費の見直しに伴う減額分となります。

次に，款5 基金積立金，目1 介護給付費基金積立金で2,830万9,000円を増額するものでございます。こちらは介護保険制度の安定のために前年度精算による国や県，支払い基金への返還金及び一般会計の繰出金を除きました後の余剰金を準備基金へ積み立てるものでございます。

次に，款6 諸支出金，目2 償還金で1,689万円を増額するものでございます。こちらは前年度に概算交付されました介護給費負担金や地域支援事業交付金の精算によりまして超過交付となった金額を，国や県，そして支払基金に返還するものでございます。

次のページ，8ページをお願いいたします。

同じく項2 繰出金，目1 一般会計繰出金で1,749万2,000円を増額するものでございます。こちらは介護給付費や地域支援事業費または事務費におきまして，前年度精算で超過した繰り入れ分を一般会計に返還するものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして，議案第57号 令和元年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして，補足してご説明申し上げます。

議案書の最後のページです。4ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

款3 繰越金，目1 繰越金で153万3,000円を増額するものでございます。こちらは平成30年度の繰越額の確定によりまして増額するものでございます。

次に，歳出でございます。

款2 諸支出金，目1 一般会計繰出金で153万3,000円を増額するものでございます。こちらは平成30年度の精算による剰余金としまして，超過した繰り入れ分を一般会計に返還するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に，議案第58号について，直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 議案第58号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして，補足してご説明申し上げます。

最後の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが，款3 繰入金，目1 事務費繰入金で16万円の増額でございます。これは年間納付済額証明書発行に係るシステム改修でございます。

次に、款4繰越金、目1繰越金で169万7,000円の増額でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費で16万円の増額でございます。これは歳入で説明した年間納付済額証明書発行に係るシステム改修でございます。

次に、款3総支出金、目1一般会計繰出金で169万7,000円の増額でございます。これは平成30年度の決算確定に伴う一般会計への精算分でございます。

以上で説明は終わります。

○議長（船川京子君） 以上で、議案第52号から議案第58号までの7件の説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第52号から議案第58号までの7件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第16、議案第59号 平成30年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第22、議案第65号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第59号から議案第65号までの7件は、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、代表監査委員に審査意見の報告を求めます。

五十嵐 弘代表監査委員。

〔代表監査委員五十嵐 弘君登壇〕

○代表監査委員（五十嵐 弘君） 監査委員の五十嵐でございます。

平成30年度利根町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果についてご報告いたします。

審査は、去る7月30日、8月1日及び8月2日の3日間にわたり、役場庁舎の会議室において、議会選出の若泉昌寿監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定に基づき実施いたしました。

審査対象は、平成30年度利根町一般会計歳入歳出決算及び平成30年度利根町特別会計歳入歳出決算でございます。特別会計は、国民健康保険特別会計が事業勘定と施設勘定の2会計、公共下水道事業特別会計、町営霊園事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の7会計でございます。

審査に当たっては、町長から提出された歳入歳出決算に関する各書類が、地方自治法、町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き、関係職員の説明を聴取、あわせて例月出納検査並びに定期監査の結果に基づき行いました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法、町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、かつその計数は、関係帳簿並びにその他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務は適正に処理されております。

次に、今回の決算審査のまとめを述べさせていただきます。

平成30年においても、第4次利根町総合振興計画での将来像である、誰もが安心して豊かに生活できる元気なまちを目指し、目標の達成に向けて予算執行がなされております。

新規事業、主要事業としては、住民自治基本条例策定事業として検討委員会を立ち上げ、町における自治の基本理念及び自治体運営の基本原則などを定める条例の策定を進めており、住民が主体となったまちづくりを推進しております。

子育て支援事業においては、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から就学前の子育て期の保護者へ相談支援を実施しています。また、ひとり親家庭交流事業を実施することにより、仕事や家事など日々の生活に追われ、親子でゆっくり話す機会がないひとり親家庭やひとり親家庭同士が交流する機会を提供するなど、利根町の未来を担う子供たちとその子育て世代への支援を実施しています。

生涯学習事業においては、遊びながら英語に親しむことをテーマに、小学校低学年児童を対象とした利根町英語教育を毎月1回開催し、国際共通語である英語に触れる機会を提供することで、子供たちの異文化への理解やコミュニケーション能力の向上が図られています。

高齢者福祉事業においては、高齢者の買い物支援や外出支援として、福祉バスを1台増車して、内回り、外回りの2コースを設定し、第1、第3、第5土曜日にも運行することにより福祉バスの利用者が増加しています。高齢者の運転免許証の自主返納は今後もふえることから、高齢者の足の確保に取り組んでいただくようお願いいたします。

農業振興事業においては、毎月1回、町内で生産された新鮮野菜の直売会を実施し、地産地消を推進するとともに、基幹産業である農業の活性化が図られています。

防災対策事業では、防災行政無線のデジタル化更新工事、防災の手続の作成及び避難所など、案内掲示板の設置を実施しています。近年では台風や集中豪雨などの自然災害が発

生しております。自然災害における災害被害を最小限に抑えるために、町民が日ごろから防災への意識を高めるとともに、災害時に適切な行動をとれるよう防災対策の充実を図っていただくようお願いします。

一般会計歳入歳出については、歳入合計55億6,703万1,000円、歳出合計53億4,766万9,000円で、歳入歳出差引残額は2億1,936万2,000円であります。翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は2億1,884万7,000円となっております。一般会計分の基金は平成30年度末現在高が18億7,729万2,000円で、前年度末と比べて1億4,084万2,000円の増となっております。

町の財政構造を判断する指標である経常収支比率については、平成30年度は93.6%で対前年度比0.3ポイント増加しており、さらなる経常経費の縮減に努めることのほか、歳入歳出の両面から常に創意工夫を図りながら財政運営に当たられるようお願いいたします。

一般会計の歳入は、前年度と比較すると地方税繰入金及び地方債が減少し、地方交付税、国庫支出金及び繰越金が増加しており、歳入全体では1,997万円の減少となっております。依然として生産年齢、人口の減少と急速な高齢化に伴い、個人住民税の増収が見込めないことから、今後においても自主財源である町税の収納率の向上に努めるようお願いいたします。

次に、歳出について、前年度と比較すると農林水産費及び商工費が減少し、総務費、土木費及び消防費が増加しており、歳出全体では6,987万5,000円の増加となっております。複雑多様化する住民ニーズを的確に把握し、各施策や事業の優先度、緊急度を見きわめた上で既存の事業の見直しを行うなど、選択と集中による適切な財源配分により、限られた財源の効率的かつ効果的な活用に努めるようお願いいたします。

特別会計歳入歳出決算については、七つの特別会計の歳入合計46億8,121万7,000円、歳出合計45億3,463万5,000円、歳入歳出差引残額は1億4,658万2,000円であります。翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額においても1億4,407万2,000円となっております。

また、特別会計分の基金は、平成30年度末現在高が9億1,654万5,000円で、対前年度比4,200万円の減となっております。七つの特別会計の収入未済額の合計は前年度比594万3,000円減少しているものの、収入未済額を縮減する余地はあることから、口座振替の促進や、滞納者を中心に効果的な滞納整理を実施するなど、負担の公平性を確保するよう全庁的な課題として取り組むようお願いいたします。

末尾に当たり、本町は財政状況が厳しさを増す中、依存財源で頼らなければならないため、国県の補助金や有利な起債などを積極的に活用し、財源の確保に努めているところですが、今年度からスタートしている第5次総合振興計画「とね魅力アップビジョン」に基づき、「みんなが住みたくなるまち とね」を実現するため、持続的な発展が可能となるよう、地域特性や資源を最大限に生かし、中長期的視点に立った行財政運営に取り組まれることを望むものであります。

以上、決算報告を終わります。

○議長（船川京子君） 審査意見の報告が終わりました。

議案第59号から議案第65号までの7件は、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置して付託することとし、本定例会最終日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これから全員協議会室において、決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、お集まりください。

暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 3 分休憩

午後 零時 0 0 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

決算審査特別委員会委員長、新井邦弘議員、副委員長、井原正光議員、以上です。

ここで委員長の挨拶をお願いいたします。

新井邦弘決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長新井邦弘君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（新井邦弘君） ただいま決算特別審査委員会の委員長に拝命いただきました新井でございます。

決算の意義は、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民にかわって行政効果を証明する極めて重要な意味があることを我々議員は再認識すべきであると思います。したがって、慎重審議に歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、検証して、予算効果と行政効果を客観的に判断するとお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

決算審査特別委員会の日程は、お手元に配付した決算審査特別委員会日程のとおりです。

十分なる審査の上、本定例会最終日に、委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

○議長（船川京子君） 日程第23、議案第66号 利根町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

補足説明を求めます。

青木学校教育課長。

[学校教育課長青木正道君登壇]

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議案第66号 利根町教育委員会教育長の任命についてを補足してご説明申し上げます。

この議案につきましては、前杉山教育長の令和元年7月10日付退任に伴うものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

利根町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので同意を求めます。

- 1 住 所 茨城県取手市青柳一丁目6番22号
- 2 氏 名 海老澤 勤
- 3 生年月日 昭和32年2月21日

その他、略歴等につきましては、お手元にお配りしております参考資料をご参照していただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第66号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第24、陳情第9号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての陳情書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

川上企画課長。

[企画課長川上叔春君登壇]

○企画課長（川上叔春君） それでは、陳情第9号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての陳情書について趣旨説明を申し上げます。

お手元に配付しました、過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての陳情書をごらん願います。

陳情書を朗読いたしまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の
立法化についての陳情書

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備

や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や、たび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。過疎地域は我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的、公益的機能は国民共有の財産であり、これは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化させることが必要である。

このような理由から、貴議会におかれましても別紙意見書案についてご審議の上、政府及び関係機関に意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

提出先：内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 国土交通大臣

以上の陳情書が、全国過疎地域自立促進連盟、上遠野 修茨城県支部長より提出されましたので、当町議会からも政府及び関係機関に意見書を提出していただきたいことから、請願同様の取り扱いについてお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

本件については、総務産業建設常任委員会に付託することとしましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会におかれましては、十分なる審査の上、本定例会最終日に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

○議長（船川京子君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

本件は地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により議員を派遣するものです。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（船川京子君） 日程第26、休会の件を議題とします。
お諮りいたします。
あす9月6日から9月8日までの3日間は議案調査のため、休会にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
次回9月9日は、午後1時から本会議を開きます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。
なお、議員の皆様申し上げます。連絡事項がありますので、短時間で済みますので全協室にお集まりください。

午後零時11分散会